

平成 28 年度以降の復旧・復興事業について

平成 27 年 6 月 19 日
復興、総務、財務三大臣会合

以下のとおり、確認する。

1. 自治体負担について

(1) 基本的な考え方

集中復興期間においては、まち全体が壊滅的な打撃を受け、また、比較的財政力が低く、膨大な復興事業を実施していく際に、十分な財源がないと見込まれる被災自治体が多かったことを踏まえ、実質的な地方負担をゼロとする異例の措置を講じてきた。一刻も早い被災地の復旧・復興、原子力事故災害被災地域の再生を成し遂げるため、復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する復興事業については、これまでと同様、震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする。

また、単独災害復旧費、職員派遣に要する経費などの復旧・復興に係る地方単独事業の実施に要する経費や地方税等の減収補てんについては、基本的に、引き続き震災復興特別交付税による措置を継続し、被災自治体の実質的な負担をゼロとする。

一方、復興財源が国民に広く負担を求めるものであることや、復興の新たなステージにおいて、被災自治体の「自立」につなげていく観点から、復興事業と整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業については、被災自治体においても一定の負担を行うものとする。被災自治体が負担する程度については、被災自治体の財政状況等も踏まえ、通常の災害時の復興事業における負担の程度と比べて十分に軽減されたものとし、被災自治体の財政負担に十分配慮する。

(2) 対象事業

自治体負担の対象事業は以下のとおりとする。

- ・ 道路整備事業（直轄・補助）
- ・ 港湾整備事業（直轄・補助）
- ・ 社会資本整備総合交付金（復興）
- ・ 水産基盤整備事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金

- ・ 循環型社会形成推進交付金
- ・ 河川整備事業
- ・ 東日本大震災農業生産対策交付金
- ・ 農村地域復興再生基盤総合整備事業
- ・ 被災海域における種苗放流支援事業
- ・ 交通安全施設等整備事業
- ・ 地籍調査費負担金
- ・ 東日本大震災復興交付金（効果促進事業）

（注）以下の事業は対象としない。

- ・ 道路整備事業のうち三陸沿岸道路整備事業、相馬福島道路整備事業
- ・ 旧避難指示区域にある 12 市町村内で実施する事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金により市町村が実施する防潮堤整備事業
- ・ 循環型社会形成推進交付金により実施する事業のうち、原子力事故災害に由来して実施するもの（いわき市が該当）

（3）負担の水準等

事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担の 95%を震災復興特別交付税により措置し、県及び市町村の実質的な負担は地方負担の 5%とする。これは各対象事業の事業費の 1～3%程度である。

また、被災自治体の実質的な負担額について、被災自治体から要望がある場合は、適債経費について資金手当のための地方債の発行を認めることとする。

2. 事業規模

集中復興期間における復興事業費は、平成 26 年度における復興事業の執行状況を踏まえると、平成 27 年度予算までにおいて 25.5 兆円程度（国・地方合計（公費分））となる見込みであり¹、復興・創生期間における復興事業費の見込みを踏まえると、復興期間 10 年間における復興事業費は 32 兆円程度²と見込まれる。復興・創生期間における各年度の事業規模の管理

¹ 平成 23～25 年度決算、平成 26 年度決算見込み、平成 27 年度予算による。

² 原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

を適切に行い精度の高い予算とすることで、この復興事業費により確実に復興を進めることとする。

3. 財源

これまで計上した復興財源（26.3兆円）については、実績等を踏まえると28.8兆円程度³の収入となると見込まれており、これに加え、最大3.2兆円程度を確保することにより、復興・創生期間を含む復興期間10年間の復興財源32兆円程度を確保する。

なお、復興財源の確保と一般会計の財源の確保が相互に密接な関連を有することに鑑み、財政健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興事業費に必要な財源の確保を適切に行うものとする。

³ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法附則第13条及び第14条の規定を踏まえ復興債の償還財源として追加された日本郵政株式会社の株式の売却収入として見込まれる4兆円程度を含む。